

第十四回

「在東莞日系企業と東莞市政府との定期連絡会」

議事録

- ◆時間：2017年11月21日（火）15：00～17：00（14：30受付開始）
- ◆場所：東莞会展国際ホテル 3F 如意庁
- ◆主催：東莞市人民政府、在広州日本国総領事館、日本貿易振興機構広州事務所
- ◆協力：東莞市商務局、東莞市外事僑務局、東莞日系企業連絡会、東莞東部日本人会、東莞長安鎮日商企業連絡事務所、東莞石龍日本人会、広東真広企業管理顧問有限公司(TJCC)
- ◆次第：（逐次通訳）
 - 14:30～15:00 受付
 - 15:00～15:05 共産党東莞市委員会 楊曉棠 常務委員よりご挨拶
 - 15:05～15:10 在広州日本国総領事館 高垣 主席領事よりご挨拶
 - 14:40～16:50 質疑応答・意見交換
（司会：ジェットロ広州事務所 天野真也 所長）
 - 16:50～16:55 在広州日本国総領事館 高垣 首席領事より総括
 - 16:55～17:00 共産党東莞市委員会 楊曉棠 常務委員より総括挨拶

◆概要：

1. 【社会保険料関連】

<背景・課題>

社会保険料が月単位で徴収されており、月途中に入社した社員は勤務日数が残りわずかでも、1カ月分の社会保険料を支払う必要がある。月途中に入社した場合、給与は日割り計算となるため、1カ月分の社会保険料を支払った場合、社員の手取り金額が大幅に少なくなってしまう。

退職時も月途中であれば、給与は日割り計算だが社会保険料は1カ月分支払う必要がある。入社後間もなく退職するワーカーも以前より増えており、社員

にとっても、会社にとっても負担が大きい。

人材確保が難しくなるなか、採用後に翌月頭まで入社を伸ばすことはできないため、何とか改善して頂きたい。

<要望・質問>

社会保険料について、月単位ではなく日割り計算での徴収を希望する。

<回答>

(社会保障局)

「社会保険法」第58条では「企業は従業員を採用した日から30日以内に、社会保険局へその従業員のための社会保険登記手続きを申請しなければならない。従業員の権益を守るため、企業は従業員が入社した当月から社会保険費を納付しなければならない」とされている。

また同時に、「社会保険費申請納付管理規定」(人的資源・社会保障部第20号令)第4条では「企業は月単位で、規定された期間内に、所在地の社会保険機構へ申告納付すべきである」とあり、「失業保険条例」第3条では「企業と従業員は、企業の登記登録地において失業保険に加入すべきであり、法に基づき月単位で社会保険費を納付する」とされ、「労災保険条例」第64条では「本条例でいう本人給与とは、従業員が業務による事故で傷害に遭った、または職業病にかかった時点より前の12ヶ月間の社会保険費の平均納付給与を指す。養老保険の待遇は加入月数から計算する」とある。以上の記載から、社会保険費は月単位で納付するしかなく、日割納付はできないことになる。

東莞市でも国の関連規定に沿った徴収を行うことしかできない。このような要望があったことは上部機関に報告をする。

問2.【企業閉鎖にかかる社会保険登記の抹消許可】

<背景・課題>

所在地の鎮政府から、閉鎖予定の企業に対して、税務登記、営業ライセンスの抹消許可が出るまで、会社の社会保険登記を抹消できないといわれている。また、人的資源・社会保障局の鎮分局から、社会保険登記抹消までの間、最低1人の継続加入を要求されている。

閉鎖手続きは外部に依頼しており、会社に社員が在籍する必要性はないにもかかわらず、社保継続加入のために引き続き雇用しなければならない。

生産停止から社会保険登録抹消まで1年程度必要とみられる(土地、建物を売却する場合はさらに長期間が必要)。

<要望・質問>

明確な法的根拠を教えてください。

<回答>

この問題に関する法的根拠は次のとおり。

(1) については、「社会保険法」第 57 条に「企業の社会保険登記事項に変更が生じた場合、または法律に基づき終止した場合、変更発生または終止から 30 日以内に、社会保険機構へ社会保険登記の変更または抹消手続きを行わなければならない」とある。そのため、社会保険登記の抹消は、すでに企業が法律に基づき活動を終了していることが基本となるので、営業ライセンスを抹消することで社会保険登記の抹消が可能になる。

(2) については、企業がすでに生産を停止した場合、閉鎖手続きを行うために従業員を雇用しているのならば、引き続き従業員に対して社会保険費を納付する必要がある。もし企業が閉鎖手続きを第三者に依頼する場合、在籍する従業員が存在しなければ、社会保険局へ状況を説明することにより、社会保険局の確認を経た上で社会保険費の停止手続きができる。そして営業ライセンスの抹消を待った後、社会保険の抹消手続きを行うことになる。

問 3. 【危険廃棄物処理】

<背景・課題>

危険廃棄物について、資格を持つ処理業者と契約しても「処理枠が取れない」との理由で引き取ってもらえない場合が多い。一方で、環境監査は厳しくなっており、監査の度に廃棄物が引き取られていないことが問題として指摘される。企業としては処理料金を支払ってきちんと対応したいが、どうしようもない。

<要望・質問>

危険廃棄物の処理施設の迅速な建設を希望する。建設の見通しがあれば教えてください。

また、環境監査の際にも処理業者の引き取り拒否がある場合は、規定に違反しているか判断をするにあたって、考慮していただきたい。

<回答>

(環境保護局)

東莞市は危険廃棄物処理について開放的な政策を取っており、東莞市市外の企業でも資格を持っていれば、市内で業務を行うことができる。また、企業は自主的に処理施設を建設する事も出来る。

(1) 危険廃棄物処理施設建設の加速について。東莞市では危険廃棄物の処理インフラのさらなる最適化に向け、危険廃棄物処理施設の新設、拡張をしている。「恒建環境保護増築プロジェクト」により、2017年末に13種の危険廃棄物に対応する年間処理量8.05万トンの施設が操業開始する見込みだ。虎門港立沙島危険廃棄物総合処理プロジェクトでは、26種の危険廃棄物に対応可能で、年間処理量5.45万トンの施設を予定している。2018年に建設完了する予定。東莞市リサイクル経済産業園プロジェクトは、29種の危険廃棄物に対応可能で、年間処理能力は40.8万トンとタンク150万個分、2019年末竣工に向けて動いている。

以上の3つの危険廃棄物の処理プロジェクトが完了すれば、東莞市の危険廃棄物処理ニーズを満たすだろう。また同時に、謝崗ゴミ処理場プロジェクトも計画通りに進めていく。

(2) ここ数年、下半期になると東莞市では、処理業者の処理能力不足により、企業が危険廃棄物を即時に移管できないという状況が普遍的に存在している。東莞市環境保護局では、検査実施時にこの客観要素を考慮しており、企業が処理業者が原因で危険廃棄物を移管できないということが確かである場合、規範的な保管場所を設置し、保管することを認めている。企業も管理を強化し環境汚染事故発生を防止してほしい。

問4.【環境影響評価書類の再提出】

<背景・課題>

「環境影響評価法」第24条に「建設項目の性質、規模、場所、採用された生産工程又は汚染、生態破壊を防ぐ措置に重大な変動が発生する場合、建設単位は改めて建設項目の環境影響評価書類を提出、申請すべきである」と規定されている。当社は近年、生産拡大を行ったが、同規定の存在を知らず環境影響評価書類の再提出を行っていない。よって「環境保護法」第60条などにより、罰金・生産停止等処罰を受ける可能性があると考えている。

なお、環境影響評価書類の再提出の手続きは現在進めているところ。

<要望・質問>

同法に違反していると判断された場合、罰金・生産停止などの処罰について、軽減が可能な条件などはあるか？

また、環境影響評価書類の再提出について「環境影響評価法」では「重大な変動が発生する場合」に必要とされているが、具体的な基準（例えば設備増設規模や排出物の増加量など）があれば教えていただきたい。

<回答>

環境保護部による「環境評価管理における一部業界の建設プロジェクト重大変化リスト発行に関する通知」（環弁〔2015〕52号）及び「送変電建設プロジェクト重大変化リスト（試行版）発行に関する通知」（環弁輻射〔2016〕84号）において「水電、水利、火電、石炭等の9大業界」と、送変電建設プロジェクトについて重大変化リストが明確に示されており、「建設プロジェクトの性質、規模、場所、生産工芸、環境保護措置という5要素の1つ以上に重大変化が発生し、且つ、顕著な環境影響変化をもたらす場合は（特に環境に悪影響なものは）重大変化とする」とされている。

これを踏まえて市環境保護局では「環境評価管理における一部業界の建設プロジェクト重大変化リスト発行に関する通知」（環弁〔2015〕52号）、江蘇省環境保護庁による「建設プロジェクト重大変化に対する環境評価管理強化に関する通知」（蘇環弁〔2015〕256号）及び上海環境保護局による「上海市建設プロジェクト変更に伴う環境影響評価書類の再報告業務ガイド（2014年版）」等を参照し、「東莞市建設プロジェクトにおける環境影響評価書類再報告適用状況に関する通知」（東環弁函〔2016〕78号）を公布、工業類、生態類、社会サービス類などに分類した、「重大変化」のリストを示している。

例えば工業類では「非主要汚染設備を30%以上引き上げた」「倉庫設備を30%以上増加する場合」などが挙げられる。

条例違反に対する処罰について。企業が積極的に追加申請を行い、改善を行う場合、処罰を軽減もしくは免除する。環境関連の法規は複雑なため、何かあれば積極的に連絡してほしい。

問5.【会社分割】

<要望・質問>

会社分割をする場合、土地と建物の新設会社（分割前と出資者は同じ）への名義変更手続きを知りたい。土地使用権譲渡契約の提出を求められているが、売買ではないので契約締結できない。分割協議と関連の政府機関許認可だけで認めてもらうことはできるか。

<回答>

（国土資源局）

現在中国では、土地と建物の権利名称統一登記を実施している。広東省都市不動産譲渡条例第12条4項によると、会社の分割により土地と建物の権利者名が変わる場合、不動産の譲渡登記の必要範囲となる。

手続きには、下記の資料提出が必要。

- (1) 不動産登記申請表
- (2) 申請者の身分証明資料
- (3) 不動産権利証
- (4) 税金納付証明
- (5) 土地使用权と建物・附属物所有権の譲渡証明資料
- (6) 企業分割資料（企業分割の場合）
- (7) 建築用地使用权と建物・附属物所有権の譲渡に関する資料
- (8) 国家土地関連部門の許可証

土地使用权と建物・附属物所有権の証明資料について、「中華人民共和国都市国有土地使用权譲渡・移転の暫定条例」第21条には「土地使用权譲渡の場合は譲渡契約を締結しなければならない」とある。

そのため、権利者は会社分割の協議書や土地使用权の譲渡契約を提出しなければならない。関連部門の許可資料を提出すれば、名義変更の手続きができる。

詳細について必要があればいつでも相談してほしい。

問6. 【行政手続きの簡素化】

<背景・課題>

数年前に、来料加工廠から独資企業へ切り替えを行ったが、依然として鎮から毎年10万元以上の管理費を徴収されている。管理費を支払わない場合、進料加工生産能力証明発行や会社登記事項変更等の手続きに協力してくれない。

<要望・質問>

現在、行政手続きの簡素化が国の方針となっている。生産能力証明や会社登記事項の変更手続きに、鎮商務部門のサインが必要という規定を廃除することを希望する。

<回答>

(商務局)

行政手続き簡素化についてここ数年、進料加工生産能力証発効や会社登記変

更事項などは鎮レベルの商務部門へ権限を委譲している。生産能力証明も実地検査からインターネット上の申請に移行している。外資企業の設立は従来の許可制からネガティブリスト管理に移っている。その他についても登録管理を実施している。このような面では行政手続きの簡素化を実現した。

管理費についての問題は2つの方面にかかわる。1つは鎮商務局による管理費徴収に関する問題で、2つ目は費用を納付しなければ、関連業務が受理されないという問題だ。東莞市の状況は以下の通り。

(1) 鎮商務局による管理費徴収の問題について。

2013年初に東莞市政府から「東莞市人民政府の更なる企業負担削減と経営環境改善への実施意見」(東府〔2013〕1号)が公布された。その中で、鎮・村による費用徴収項目に対する規定が明確にされた。徴収項目の名称は「三来一補」企業の来料加工費、協力サービス費、土地使用補償費に統一され、国・省が定める費用と、これら3つの費用以外に、鎮が企業から各種費用を徴収してはならないとされた。

この3つの費用は各鎮と企業が締結する協定に基づき、徴収基準は鎮と企業の間で決める。要望にある「管理費」は「協力サービス費」にあたる。市としても鎮と村の費用徴収の状況を重視している。確実に企業の費用負担を減らし活動をサポートするために、2016年には発展改革局、農業局、商務局、経済・情報局の4部門が共同で鎮・村における費用徴収に関する検査を行った。

東莞市では発展改革局の先導で「東莞市鎮村の企業に関わる徴収費用の減免業務案」を起草している。考え方としては徐々に費用を軽減し、最終的には費用徴収をなくすというもの。

(2) 費用納付なしに関連業務受理がされない問題について。

現在東莞市では、市属企業(主管部門が市の一級部門または企業である)を除き、その他の企業の生産能力証明は所在地の鎮の商務部門が審査する。生産能力証明の発行自体には費用は発生しない。

鎮の商務部門が費用納付なしに関連業務を受理しない問題については、企業が所在鎮の商務部門との相談、交流を強化してほしい。協商一致が難しい場合、市の発展改革局または商務局の関連科まで状況を報告いただければ、市発改局または市商務局より調整を行う。

問7.【外国人の永住性居住証】

<背景・課題>

「16 項目の広東省自由貿易試験区および創新駆動発展の出入境政策措置」について、東莞市で適用される 9 項目のうち、政策 7 「広東省の給与収入と個人所得税の年間納付金額が規定に達した外国人は、中国における永久居留許可を申請できる」に基づき申請を考えている。ただ、東莞市の発表では、給与収入、個人所得税納付額などの具体的な基準金額が示されていない。

<要望・質問>

基準金額および、2017 年の東莞市における申請件数、承認件数をお教えいただきたい。

また、「手続期限 180 日」とあるが、申請受理後の結果は 180 日以内に通知されるという理解でよいか。

<回答>

(公安局)

「16 項目の広東省自由貿易試験区建設及び革新の発展を支持する入出国政策・措置」の中の第 7 政策が広東省全体で実施されている。関連規定において、収入・個人所得税納税額等の具体的金額基準は「4 年連続で税引き前の給与収入が 40 万元以上あり、毎年個人所得税納税額が 7 万元以上あること」とされている。2017 年に東莞市が受理した永久居留申請は 6 件あるが、1 件が許可されている。

永久居留の申請は公安部の審査項目となる。東莞市公安局では、外国人による中国永久居留申請を受理した後、30 日以内に初期審査を完了し省の公安庁へ審査を移送する。申請が成功し関連書類が発行されれば、東莞市公安ではすぐに申請者へ通知している。全ての手続き処理の必要時間が 180 日間となっている。

8. 【常平駅前のタクシー】

<背景・課題>

現在、平日は東莞市で勤務、金曜日の夜に常平駅から高速鉄道で広州市に戻り家族と過ごし、月曜日の朝、東莞市に行くという生活を 3 年ほど続けている。毎回、常平駅から出た途端、数十人はいる無許可営業タクシーの運転手たちが一斉に声をかけてきて、とても迷惑している。相手にしないと挑発的な行為をする者もあるが、巡回している輔警（補助警官）は見て見ぬふりをしている。

また、正規のタクシーでもメーターを改造するなど、不正行為を行っている車輛があり、通常の 3 倍程度の料金を請求されることがある。こういう案件は広州市や深圳市では現在見られなくなっているが、東莞市では依然として存在

する。

<要望・質問>

改善に向けた関係機関の取締強化を要望する。

<回答>

(公安局)

確かにこのような問題は発生している。公安局は主管部門ではないが、通報があれば必ず法律に基づき対応する。今年1月からの統計では、常平分局駅前駐在所では、白タクシーによる無許可営業に対するクレームが2件、メーターを倒さずに高い価格を要求してきたタクシーへのクレームが3件寄せられており、それぞれ対応し処理記録を残している。これらのクレームについては、通報を受けてすぐ警察を現場に向かわせ、処理を行なっている。今後、東莞市公安局では、チーム体制による管理をさらに強化し、駅前駐在所に当直警官を置き、補助警官による当番体制・駅周辺パトロールを強化し、白タクシーの無許可営業やタクシー運転手によるぼったくり行為を見つけ次第、関連部門と連携しながら法に基づき取り締まる。

(交通運輸局)

市交通局と公安局は共同で「東莞市の非合法営業自動車に対する共同取締りについて」(東交〔2016〕508号)、「東莞市列車駅、バスターミナル管理及び周辺環境改善実施方案について」(東交〔2017〕333号)を發布した。市交通局からは「旅客自動車の非合法営業取締りの統一行動通知」を發布し、それに合わせて、市交通局先導で交通警察等の部門と連携し、月に4回、市全体の範囲で統一行動を展開する。

また、各分局を監督し週2回以上の取締り活動を行うよう組織し、特に列車駅、高速鉄道駅、バスターミナル等の区域の非合法行為に重点を置いている。今後、常平市分局に駅周辺の取締りを強化するよう指示をする。偽装タクシーなどを発見した場合すぐに通報をしてほしい。

問9.【公共交通機関の早期確立～地下鉄の延伸計画～】

<背景・課題>

自動車の急増により、渋滞が年々激しくなっている。通勤時及び顧客訪問時の時間ロスも大きく、経営活動に大きな影響が生じている。道路拡張も行われているが、根本的な解決には地下鉄の増設が必要と考えている。

<要望・質問>

今後の地下鉄の建設予定路線とスケジュールを教えてください。また、工事は安全第一に進めていただきたい。

<回答>

(軌道交通建設工作領導小組弁公室、東莞市軌道交通建設及び TOD 開発先導チーム事務室)

現在、計画中の基礎交通路線は4本あり、218.3キロに及ぶ。32の鎮と園区のうち22カ所を通過する。うち3本は国の許可を得ており、164.7キロある。2号線の第1期、第2期は昨年5月に開通している。2号線は石龍駅から虎門駅まで37.8キロ、毎日15便あり10.8万人/日が利用している。1号線の第1期は来年上半期に着工する。2号線の第3期(虎門～長安)、3号線の第1期(長安～常平)はFSの準備をしている。

今後の建設計画は広州、深圳を結ぶ高速鉄道の駅の建設があり、国から許可を得ているが、内容の調整を行う予定。調整後には74キロ延長し209キロ建設したいと考えており、工事は2017～2024年までを予定している。うち、地下鉄1号線の第2期は麻涌から広州まで、第3期は黄江から深圳までつながる予定。1号線の支線として深圳から江西省までの高速鉄道を建設予定であり、東莞南駅につながる。3号線の支線として東莞から深圳まで、5号線は松山湖から深圳まで、深圳の10号線が東莞までつながる予定。これらの建設については近いうちに国の許可を得た後、建設を開始する。2030～2040年までの計画について、時速80キロの地下鉄を市の中心部に建設する予定。これについては検討段階である。3本の都市間鉄道(東莞～惠州、広州～東莞～深圳、佛山～東莞)、2本の高速鉄道(広州～惠州、深圳～茂名)が開通予定。

問10.【電力の供給状況】

<背景・課題>

9月末に、電力不足を原因として電力使用制限を受けた。鎮政府から事前連絡は頂いたが、使用制限の前日だったため生産に影響が出た。

<要望・質問>

同様に電力消費量の多い7、8月には問題なかったにもかかわらず、9月に電力使用制限が生じた理由は何かご教示いただきたい。また、今後の電力供給の見通し、電力使用制限の可能性も併せてご教示いただきたい。

<回答>

(供電局)

(1) 3日間の制限措置は供給問題で発生した。9月28日から30の間は気温の高い状態が続き、さらに広東省給電システムにおいて、ガス不足による給電不足が発生した。東莞市全体の工業企業に対して「週5日間稼働、週2日休業」という施策が採られた。全市の電力負荷は8月に10回記録を更新した。全国での東莞市の電力負荷は8位となっている。

(2) 近い将来で言えば、電力不足や給電制限は起こらない見込みだ。ただ、設備メンテナンスにより局地的に電力制限措置を採ることはある。市供電局では「住民を守り、民生を守り、重要顧客を守る」という原則に照らして、給電サービス及び給電手配を行なっていく。

今回の停電は緊急手段であったが、今後は管理を強化する。なお、計画停電を行う場合は7日前に通知する。

11. 【台風への備え】

<背景・課題>

昨今、大型台風により広東省各地で水害が相次いでおり、危機感を募らせている。

<要望・質問>

東莞市でも水害が起きる前に、危険と思われる箇所への排水対策を是非お願いしたい。

<回答>

(防汛防旱防風総指揮部弁公室)

東莞市では洪水災害が頻発している。今年は大雨が23回おこり6つの台風の影響を受けた。沿岸地区では100年ぶりの強い暴風雨が発生した。市内は11回の浸水被害が発生しており、非常に厳しい状況にある。

政府・党は防災を重視しており、災害防止システムの構築を進めている。主な対応措置は(1)工事措置、(2)非工事措置に分類される。

(1) 工事措置についていうと、これまで2008年に2つの河の堤防強化を行った。一部の開発が遅れた鎮で29件、2.11億元の工事を行った。2005年は小型ダムを改造を86回行い、投資額は1.23億元。現在まで4回程度水利施設の建設を行い、50億元を投じている。現在、海沿いの堤防の工事を始めている。街

中の浸水災害は2009年から改造工事を3回に分けて25カ所について行い、総投資額5.6億円となっている。2017年までに全市で131カ所の浸水災害が発生しやすい地域について4回に分けて工事を行い、総投資額は34億円となる。今後、海についても堤防の整備を進める。60億円を投じて608キロを工事する。

(2) 非工事措置についていうと、災害防止の責任制度を作り、対応部門を設立するなど、各方面での災害防止能力を高めている。

今後も全力で外資系企業を災害から守るよう力を尽くす。

以上

(注) 本資料で記載している「政府回答」は、政府側から事前に提示された回答を当日の回答内容を元に修正し、ジェトロで仮訳したものです。本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

※禁無断転載